

木更津市霊園

指定管理者募集要項

令和5年7月

木 更 津 市

【目 次】

1	対象施設の概要	- 1 -
2	施設の管理運営方針	- 1 -
3	管理の基準	- 2 -
4	指定期間	- 2 -
5	指定管理者の業務	- 2 -
6	指定管理料等	- 2 -
7	職員の駐車場	- 2 -
8	応募に関する事項	- 3 -
9	募集要項及び仕様書の配布	- 4 -
10	応募手続	- 4 -
11	指定候補者の選定等	- 6 -
12	木更津市議会の議決等	- 7 -
13	指定管理者の指定手続き	- 7 -
14	協定の締結について	- 7 -
15	指定管理者の指定の取消	- 8 -
16	公租公課の取扱い	- 8 -
17	市内雇用	- 8 -
18	指定管理者の指定後の手続き	- 8 -
19	消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して	- 9 -
20	その他	- 9 -
21	問合せ先	- 9 -

木更津市霊園の指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 施設名称 木更津市霊園
- (2) 所在地 木更津市矢那3,711番地
- (3) 敷地面積 119,390.98㎡
- (4) 墓地区画 一般墓地 普通墓地 3,939区画
芝生墓地 581区画
合 計 4,520区画
- (5) 管理事務所 1棟 153㎡ RC構造 平家建
駐車場（管理事務所前） 34台
- (6) 17区駐車場 15台
- (7) 合葬式墓地 1棟 191.68㎡ 鉄筋コンクリート造（平家建）
 - ・納骨壇：1,085壇（1,710体）
 - ・合葬室：3,500体
- (8) 経営許可年月日 昭和33年9月1日～

2 施設の管理運営方針

市霊園の指定管理者には、公共施設の管理者としての公平性・非営利性をはじめ、利用者を尊重した高い倫理性が求められることを認識し、次の事項に留意して、質の高いサービスの提供に努めるとともに。市民が安心して利用できるよう管理運営を行うこと。

特に「個人情報保護」及び「公平性・非営利性の確保」については重点的に配慮し、管理運営を行うこと。

- (1) 施設等の維持管理について
 - ア 指定管理者が行う業務及び管理の実施基準を基に、施設等の機能特性を十分に把握し、管理運営を行うこと。
 - イ 安全かつ清潔な管理に努めること。
 - ウ 適正な管理の保守点検を行うこと。
- (2) 施設の運営について
 - ア 公の施設であることを念頭に置いた施設運営に努め、利用者に対して平等に接し、施設利用上の公平性を確保すること。
 - イ 利用者及び施設の安全対策に万全を期すこと。このため、危機管理体制を確立するとともに、市や関係機関との連携を整備すること。
 - ウ 積極的に利用者の意見を聞き、施設運営に反映するよう努めること。
 - エ 霊園管理において取扱う個人情報は極めて特殊であることを十分に認識し、個人情報の漏えいや取扱いの範囲を超えて使用することのないよう、法令等を遵守し、個

個人情報保護対策に万全を期すと共に、情報公開の申出等に関して適切に対応すること。

オ 施設内及び事務所内での営業活動や斡旋行為、又はそれらに類する行為は禁止とし、非営利性を確保すること。（ただし、供花等販売や自動販売機の設置等、利用者の利便に供すると市が認めるものは除く）

3 管理の基準

「墓地、埋葬等に関する法律」、「木更津市霊園の設置及び管理に関する条例」、「同規則」その他関係法令の規定に従い管理運営を行うものとする。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

5 指定管理者の業務

- (1) 市霊園の維持管理に関する業務。
- (2) 市霊園の施設、設備等の維持管理に関する業務。
- (3) 木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第20条第1項に規定する許可及び交付並びに同条第3項に規定する一時使用料の徴収に関する業務。
- (4) 木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定による管理手数料の収納に関する業務。
- (5) その他市長が管理運営上必要と認める業務。

＊ 詳細は、別紙「木更津市霊園指定管理者仕様書」によるものとします。

6 指定管理料等

- (1) 指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、毎月支払われます。

指定期間総額107,250千円（消費税及び地方消費税相当額込み）以内

指定管理料は上記金額を上限とし、額の変更等は市と指定管理者との協議により定められるものとします。

なお、上記金額は、消費税率及び消費税を10%として算定しているため、今後、税率の引き上げ時期の変更や同法の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとします。

- (2) 対象施設の修繕等については、1件につき30万円未満のものは指定管理者の費用負担とするが、その年度の限度額を50万円とし、それを超える場合には別途協議するものとします。

7 職員の駐車場

管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意するものとします。駐車場が用意できない場合のみ、利用者に支障のない範囲で、使用台数を本市に申告し、管理対象施設の一部に駐車することを認めます。ただし、使用料金（通勤用の自家用4輪自動車1台につき500円／月）は、応募者が負担することとします。

8 応募に関する事項

(1) 応募資格

- ア 木更津市霊園の管理運営業務の知識を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- イ 法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。
- ウ 複数の団体が連合体を構成して募集する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行うこと（他の団体は構成員とする。）
なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。
また、単独で応募した団体は、他の連合応募の構成員になることはできません

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
- ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納しているもの
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの
- オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は、関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
- カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ② 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

- ③ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの（応募時に募集受付の際に、労働保険等各種保険の加入状況を確認できる書類を提出してください）

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）

9 募集要項及び仕様書の配布

- (1) 配布場所
問合せ先に同じ
- (2) 配布期間及び時間
令和5年7月3日（月）から7月10日（月）まで（閉庁日を除く）
午前8時30分から午後5時まで
- (3) 郵送等による配布
 - ア 郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市環境部生活衛生課あてに請求してください。
なお、市のホームページからもダウンロードできます。
 - イ ファックス、電子メール等による配布は行いません。

10 応募手続

- (1) 応募書類の提出
 - ア 別紙1「応募書類一覧」のとおり。
 - イ 受付期間経過後において、応募書類の内容は変更することはできません。
- (2) 受付場所
問合せ先に同じ
- (3) 受付期間及び受付時間
令和5年7月21日（金）から8月4日（金）午後5時まで（持参の場合は、土日祝日を除く。）

- (4) 応募方法
- ア 応募は、持参又は郵送に限ります。
 - イ 令和5年8月4日（金）午後5時までに必着とします。
- (5) 現地見学会の開催
- 対象施設の現地見学会を以下のとおり開催いたしますので、希望する団体は（別紙2）「現地見学会参加申込書」に必要事項の記入のうえ、持参又はファックス、電子メールで申込を行ってください。
- ア 開催日時：令和5年7月13日（木）午後1時30分から（受付：午後1時から）
 - イ 開催場所：木更津市霊園（木更津市矢那3，711番地）
 - ウ 参加人数：各団体2名以内とします。
 - エ 申込先：問合せ先に同じ
 - オ 申込期限：令和5年7月11日（火）午後5時まで
 - カ 集合場所：木更津市霊園内管理事務所ロビー
- (6) 募集内容に関する質問
- ア 質問の受付期間及び受付時間
令和5年7月13日（木）から7月18日（火）まで（土日祝日は除く。）
午前8時30分から午後5時まで
※令和5年7月18日（火）午後5時必着
 - イ 質問の方法
質問事項のある団体は（別紙3）「質問票」により郵送、ファックス又は電子メールで行ってください。
 - ウ 質問の受付場所
問合せ先に同じ
 - エ 質問への回答予定期日
質問に対する回答は、令和5年7月21日（金）に木更津市ホームページに掲載予定です。（前後する場合があります。）
- (7) 追加書類の提出
- 木更津市が必要と認める場合は、(1) アで定める応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- (8) ヒアリングの実施
- 木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。
- (9) 応募者が運営する類似施設等の実地調査
- 木更津市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。
- (10) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

(11) 応募に関する留意事項

- ア 指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとします。
- イ 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ウ 指定管理業務履行に伴う法人市民税等の課税の有無及び税額等については、賦課権者に照会のうえ応募してください。
- エ 提出書類の変更及び返却は認めません。
- オ 提出書類等については、情報公開の請求により開示することがあります。
- カ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届けを提出すること。

(12) 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 同一の申請者が複数提案を行った場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 著しく信義に反する行為があった場合

11 指定候補者の選定等

(1) 選定方法

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、順位第1位となった者とします。

指定候補者の審査にあたり、選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。

また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審査を経て選定します。

なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

イ 審査は、(別紙4)「木更津市霊園 指定管理者候補者選定評価表」の審査項目を基準に、総合的に審査します。

(2) 選定結果

ア 指定候補者の選定は、令和5年10月頃の予定です。

イ 選定結果を応募者全員に文書で通知するとともに、選定した指定候補者及び審査内容について公表します。

12 木更津市議会の議決等

(1) 指定候補者の選定後、木更津市は地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を令和5年12月の木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることになります。

ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(2) 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市霊園の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウ対価等については、木更津市は一切補償しませんので、あらかじめご了承ください。

ア 上記(1)の議案を木更津市議会が否決したとき。

イ 上記(1)の議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

ウ 上記(1)ただし書きにより、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

13 指定管理者の指定手続き

木更津市は、市議会の議決後に指定候補者を指定管理者に指定します。その指定をしたときには告示するとともに、指定管理者指定通知書により指定を通知します。

14 協定の締結について

指定管理者指定通知後、木更津市と指定管理者との間で協定を締結するものとします(令和6年2月頃の予定)。協定内容は次のとおりとします。

ア 事業計画に関する事項

イ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項

ウ 市が支払う指定管理料に関する事項

エ 利用料金に関する事項

オ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項

カ 市による指示・指導に関する事項

キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ク 指定施設の管理に関し保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日号外法律第五十七号)第2条第1項第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護及び情報の公開に関する事項

ケ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項

コ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項

サ モニタリングに関する事項

シ 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

15 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 指定管理者が、木更津市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告の要求、実施調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと木更津市が認めるとき。

16 公租公課の取扱い

指定管理を行う施設を事務所として木更津市に法人市民税の届出を行うこと。また、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民課税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（TEL0438-25-1110）へお問い合わせください。

17 市内雇用

公の施設の管理に伴い、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

18 指定管理者の指定後の手続き

- (1) 基本協定の締結

令和6年2月頃

- (2) 引継ぎ

令和6年2月下旬から3月31日

- (3) 年度協定の締結及び指定管理者による管理運営の開始

令和6年4月1日

19 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

令和5年10月から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

20 その他

(1) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(2) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会の委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められる場合には、失格(選定後に判明した場合には取り消し)となることがあります。

イ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 応募の辞退

応募書類の提出後に申請を辞退する場合には、速やかに生活衛生課に辞退届を提出してください。

なお、選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合は、市が被った損害については、賠償請求することがあります。

(3) 市は、次のとおり木更津市霊園の一部を民間事業者等に使用の許可（「行政財産の目的外使用許可」）をしております。

使用許可の内容	使用許可の相手方
電話柱 1 本、支線柱 1 本、 支線 6 本、引込柱 1 本	東日本電信電話株式会社
本柱 4 本、支線 8 本	東京電力パワーグリッド株式会社

(4) 管理事務所内等に民間事業者等による自動販売機等を設置するなど、目的外使用許可が必要な場合には、市の許可（「行政財産の目的外使用許可」）を得ること。

21 問合せ先

〒292-0838

木更津市潮浜3丁目1番地（クリーンセンター内）

環境部生活衛生課生活衛生係

Tel 0438-36-1432

Fax 0438-30-7322

電子メールアドレス seiei@city.kisarazu.lg.jp